

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 27日

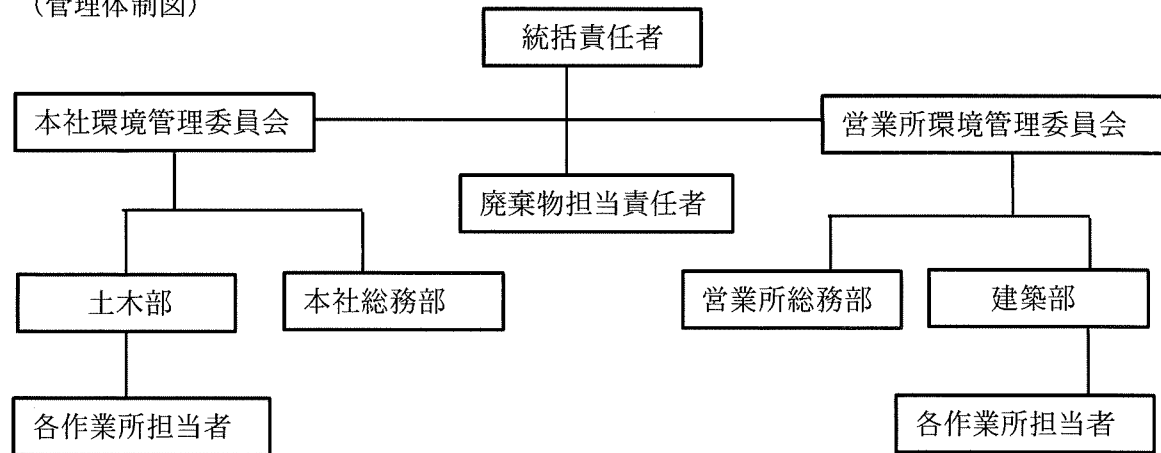
群馬県知事
山本 一太 様提出者 〒370-2452
住 所 群馬県富岡市一ノ宮1530番地
氏 名 株式会社 湯川工務店
代表取締役 湯川嘉昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 湯川工務店
事業場の所在地	群馬県富岡市一ノ宮1530番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：一般土木建築業
②事業の規模	837.926千円
③従業員数	36名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	中間処理業者に委託 ①収集運搬業者（自社運搬含む）→中間処分業者 ②収集運搬業者→最終処分（最終処分までが一つの業者の場合）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】※産業廃棄物の種類は別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	1674.886 t	t
	（これまでに実施した取組） ・道路建設現場に於ける排出量全体の軽減を目指す ・型枠工事に於ける木くず排出量の軽減を目指す		
②計画	【目標】※産業廃棄物の排出の抑制目標詳細は別紙2に記載		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	1,500.000 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特にコンクリートがらの排出を少なくしたいが、災害復旧及び解体工事等でやむを得ない場合が多い。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類・木くずは注意して分別する。また、石綿含有産業廃棄物については法令を順守し特に注意して分別する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え金属くず、石膏ボードについても注意を図る。金属くずに関しては循環資源として念頭において分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】※産業廃棄物の種類は別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	1674.886 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1674.886 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約締結を必ず実施している。		

②計画	【目標】 ※別紙 2 の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	1, 500. 00 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1, 500. 00 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・全処分案件を優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を行う。 ・法令を順守し、排出量の削減と分別の徹底を図る。		
※事務処理欄			

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和 4年度）実績】

コンクリート殻	863.700t	51.60 %
アスファルト殻	245.500t	14.66 %
草	0.0t	0.00 %
その他がれき	12.400t	0.74 %
ガラス・陶磁器	0.0t	0.0 %
廃プラスチック類	11.061t	0.66 %
金属くず	6.780t	0.40 %
建設混合廃棄物	27.590t	1.65 %
石綿含有産業廃棄物	7.200t	0.40 %
木くず	258.035t	15.40 %
繊維くず	0.0t	0.0 %
石膏ボード	12.700t	0.76 %
汚泥	229.920t	13.73 %
合計	1674.886t	100.00 %

別紙 2

【目標】 前年度比90%

コンクリート殻	777.00 t	51.80 %
アスファルト殻	220.00 t	14.66 %
草	3.00 t	0.20 %
その他がれき	12.00 t	0.80 %
ガラス・陶磁器	1.00 t	0.07 %
廃プラスチック類	12.00 t	0.80 %
金属くず	3.00 t	0.20 %
建設混合廃棄物	25.00 t	1.68 %
石綿含有産業廃棄物	6.00 t	0.40 %
木くず	230.00 t	15.33 %
繊維くず	1.00 t	0.07 %
石膏ボード	10.00 t	0.66 %
汚泥	200.00 t	13.33 %
合計	1500.00 t	100.00 %